

現行	改定案
日本高気圧潜水医学会 専門医制度施行細則 第6章 専門医の更新 第11条 専門医認定の有効期限の満了にともない、引き続いて高気圧医学専門医の認定を得ようとするものは、過去5年間の会員歴及び高気圧酸素治療の診療実績又は潜水医学の指導歴があり、次に定める申請書類を資格認定が失効する2ヶ月前の月末(1月末日)までに認定・試験委員会に提出しなければならない。所定の日限までに更新手続きを行い得なかった者は専門医資格失効後1年以内に理由を付して認定・試験委員会に届け出を行い、承認を得た上で次年度に所定の認定更新の申請を行わなければならない。 (中略)やむを得ない理由なく所定の期間に生涯教育単位を取得できなかった者は、認定・試験委員会に届け出るにより認定更新の期限を1年間に限り延長できる。 第9章 例外措置 第17条 認定・試験委員会は、規則第10条にかかわらず、疾病療養・国内外留学・介護・産休・育休、などの理由により認定期限前までに予め更新手続をとれなかった者については、3年間を限度として認定更新の期限を延長することができる。	日本高気圧潜水医学会 専門医制度施行細則 第6章 専門医の更新 第11条 専門医認定の有効期限の満了にともない、引き続いて高気圧医学専門医の認定を得ようとするものは、過去5年間の会員歴及び高気圧酸素治療の診療実績又は潜水医学の指導歴があり、次に定める申請書類を資格認定が失効する2ヶ月前の月末(1月末日)までに認定・試験委員会に提出しなければならない。所定の日限までに更新手続きを行い得なかった者は専門医資格失効後1年以内に理由を付して認定・試験委員会に届け出を行い、承認を得た上で次年度に所定の認定更新の申請を行わなければならない。 (中略)やむを得ない理由なく所定の期間に生涯教育単位を取得できなかった者は、認定・試験委員会に届け出るにより認定更新の期限を1年間に限り延長できる。 <u>なお、その場合の認定有効期限は延長されない。</u> 第9章 例外措置 第17条 認定・試験委員会は、規則第10条にかかわらず、疾病療養・国内外留学・介護・産休・育休、などの理由により認定期限前までに予め更新手続をとれなかった者については、3年間を限度として認定更新の期限を延長することができる。 <u>その場合の認定期間は5年とする。</u>
現行	改定案
日本高気圧潜水医学会 専門技師制度施行細則 第6章 専門技師の更新 第11条 専門技師認定の有効期限の満了にともない、引き続いて専門技師の認定を得ようとするものは、過去5年間の会員歴と次に定める申請書類を資格認定が失効する2ヶ月前の月末(1月末日)までに認定・試験委員会に提出しなければならない。所定の日限までに更新手続きを行い得なかった者は専門技師資格失効1年以内に理由を付して認定・試験委員会に届け出を行い、承認を得た上で失効の次年度に所定の認定更新の申請を行わなければならない。なお、その場合の認定有効期限は延長されない。(改訂なし) (中略) 所定の期間に生涯教育単位を取得できなかった者は認定・試験委員会に届け出るにより認定更新の期限を1年間に限り延長できる。なお、その場合の認定有効期限は延長されない。 第9章 例外措置 第17条 認定・試験委員会は、規則第11条にかかわらず、疾病療養・国内外留学・介護・産休・育休、などの理由により認定期限前までに予め更新手続をとれなかった者については、3年間を限度として認定更新申請手続きの期限を延長することができる。尚、その場合も認定有効期限は延長されない。	日本高気圧潜水医学会 専門技師制度施行細則 第6章 専門技師の更新 第11条 専門技師認定の有効期限の満了にともない、引き続いて専門技師の認定を得ようとするものは、過去5年間の会員歴と次に定める申請書類を資格認定が失効する2ヶ月前の月末(1月末日)までに認定・試験委員会に提出しなければならない。所定の日限までに更新手続きを行い得なかった者は専門技師資格失効1年以内に理由を付して認定・試験委員会に届け出を行い、承認を得た上で失効の次年度に所定の認定更新の申請を行わなければならない。なお、その場合の認定有効期限は延長されない。(改訂なし) (中略) 所定の期間に生涯教育単位を取得できなかった者は認定・試験委員会に届け出るにより認定更新の期限を1年間に限り延長できる。なお、その場合の認定有効期限は延長されない。 第9章 例外措置 第17条 認定・試験委員会は、規則第11条にかかわらず、疾病療養・国内外留学・介護・産休・育休、などの理由により認定期限前までに予め更新手続をとれなかった者については、3年間を限度として認定更新申請手続きの期限を延長することができる。 <u>その場合の認定期間は5年とする。</u>